



与一くんとめぐる大田原

～さくら祭と与一くんのお誕生会～



大田原ふるさと大使の
清水孝宏さんと
ノリサブロウさんの
コラボライブ♪

親子で参加
大歓迎だよ

開催日

令和5年

4

/

1

土



集合 9:10 西那須野駅東口
解散 17:15 西那須野駅東口

募集人数

15名（先着順）※最小催行人数 10名

※小学生以下は保護者同伴でご参加下さい。

申込期間

令和5年3月11日(土)～3月16日(木)

受付時間 9:00～16:00

参加費

大人 5,000円 / 小人 2,000円 (4歳～12歳以下)
(3歳以下無料)

※路線バスの乗車賃のみ各自でお支払いください。



お申込み・お問い合わせ

大田原市観光協会 担当 相馬

電話 0287-54-1110

【お名前・住所・電話番号・年齢・生年月日・性別をお伝えください】

主催：大田原市観光協会 協賛：さくら祭実行委員会

協力：(有)那須観光自動車旅行部



行程表

...与一くん
登場ポイント

桜がきれいだね～



ボクもみんなと一緒に
バスに乗るよ



みんなでワイワイ和菓子作り
(エプロンと三角巾を用意してね)
出来た和菓子はお土産にお持ち帰りします



エコバックを用意してきてね。おいしそうな
パンを見つけたら各自で購入してもOK!

ボクと一緒にライブを
楽しもう



ライブの後は桜を観ながら
ランチしよう



龍城公園ってど
んなところ?



龍城公園

大田原城は、天文14年(1545年)大田原資清(すけきよ)によって築城され、町島水口より移り住み、以来明治4年(1871年)の廃藩置県に至る326年間、大田原氏の居城でした。慶長5年(1600年)徳川家康は関ヶ原合戦の前、奥羽の情勢からこの地を重視し城の補修を命じました。更に徳川三代将軍家光は、寛永4年(1627年)常陸玄米千石を城中に貯蔵させ奥州の鎮護としました。廃藩置県後の明治19年には、長野県渡辺国武(大蔵大臣)の所有になりましたが、昭和12年(1937年)家督を継いだ渡辺千冬(司法大臣)が大田原町に寄贈したのを受けて公園として整備しました。本丸跡は広場になり、春は桜やつつじがみごとです。また、市街や那須連山も眺められます。

ボクのお誕生会だよ

ボクのレアグッズが当たる
じゃんけん大会があるよ



バスの時間までトコトコでお買物

帰りもボクと一緒に乗るよ

1日お疲れさまでした
また大田原に遊びに来てね



■服装・持ち物

動きやすい服装、履きなれた靴でご参加ください。
和菓子作りに使用する「エプロン・三角巾」、昼食のランチBOXを持ち歩くための「エコバック」のご用意をお願いいたします。天候によっては雨具等を各自でご持参ください。

■雨天決行

雨天時には与一くんの登場ポイントが 変更になります。
ご了承ください。

■その他

発熱・体調不良や感染症感染の疑いのある方は参加をご遠慮ください。
基本的にマスクの着用をお願いいたします。

■事業実施目的

この「さくら祭バス旅事業」は、市営バスなどの公共交通機関を利用して多くの方に本市に訪れていただき、大田原市の持つ多くの魅力を広く知っていただくことで、観光客増加、そして本市への移住定住を図るため実施するものです。

参加費に含まれないもの

- ・ 関東バス 1回大人200円(小中学生100円)
※バスは2回乗車します。(各自支払)

参加費に含まれるもの

- ・ 和菓子作り体験講座参加費
※作った和菓子はお持ち帰りします。
- ・ 昼食 ※アブラヤパン店のランチBOX
- ・ カフェ「as-アズ-」お茶会参加費
※ケーキset / 会場貸切代を含む
- ・ 企画取扱料※旅行保険料含む

<募集要項補足>

◆ご旅行条件書◆ ※ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. 旅行代金に普決まれるもの
旅行日程に明示した食事の代金及び税・サービス料、入場料、体験型イベント参加料
※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
2. 旅行代金に含まれないもの
全項の他は旅行代金に含まれません。
3. お申込み条件
① 18歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
② 身体に障害のある方、健康を害している方、日常的な歩行が困難な方はその旨をお申し出ください。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申し込みをお申し込みをお断りさせていただく場合があります。
4. お申し込み方法と契約の成立、代金のお支払い
① お電話にてご予約をお願いいたします。代金のお支払いにつきましては、当日係員にお支払いください。
5. 旅行契約内容旅行代金の変更
① 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。
また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
6. お客様の交替
お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
7. 取消料(お客様による旅行契約の解除)
① お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当社又はお申込み先の営業時間内にお受けいたします。
② 次の場合は取消料は頂きません。
(a) 契約内容に当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)「旅程保証」の変更保証金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
(b) 著しい経済情勢の変化等によるサービス施設等の料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
(c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて多きとき。
(d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程通りの旅行の実施が不可能になったとき。
③ 取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
・ 10日目に当たる日以降：旅行代金の20% ・ 7日目に当たる日以降：旅行代金の30%
・ 旅行開始日の前日：旅行代金の40% ・ 旅行開始日当日：旅行代金の50%
・ 旅行開始後又は無連絡不参加：旅行代金の100%
8. 当社による旅行契約の解除
次の場合、当社は契約を解除する場合があります。
お客様の旅行代金の不払い、申込み条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由のより旅行の円滑な実施が不可能な時。
9. 旅程管理等
当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員若しくはイベントスタッフの指示に従っていただきます。
10. 当社の責任
当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代わって行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円)
11. お客様の責任
当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。
12. 特別保証
当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別保証規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について保証金及び見舞金を支払います。
13. 旅行条件基準日
令和5年3月1日現在の料金を基準としています。
14. その他
当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
※このパンフレットは、旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

<旅行企画・実施・協賛・協力>

大田原市観光協会/さくら祭実行委員会

〒324-0233

栃木県大田原市黒羽田町848

Tel:0282-54-1110

Email:kanko@ohtawara.info



栃木県知事登録旅行業 第3-724号

(有)那須観光自動車 旅行部

〒324-0235

栃木県大田原市堀之内638

Tel:0287-59-1020 Fax:0287-59-1021

Email:m.suzuki@nasukan-bus.com

国内旅行業務取扱管理者 鈴木美代子